

Q - 40 今回の震災に関する税制の特例を教えてください。

【所得税特例の適用年度・所得税寄附金控除の特例編】

## ポイント

今回の震災に関連し、所得税、法人税、資産税については以下の税制の特例が適用されます。

所得 税	雑損控除の特例（前年適用、5年繰越）
	災害減免法による所得税の減免措置の前年適用の特例
	被災事業用資産の損失の特例（前年適用、5年繰越）
	住宅ローン減税の適用の特例
	財形住宅・年金貯蓄の目的外払戻し非課税
	大震災関連寄付に係る寄附金控除の拡充
法人 税	震災損失の繰り戻しによる法人税の還付
	利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
	被災代替資産等の特別償却
	特定の資産の買い替えの場合の課税の特例
	買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長
資産 税	指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長
	住宅取得資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
	被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
	被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税

## 解説

今回は、所得税の特例について、～の特例の適用年度について及び震災関連寄付をした場合の特例について解説します。

まずは、適用年度の特例について取り上げます。

### 1 適用年度の特例についてー、

#### 雑損控除

a) 前年適用：雑損控除を平成22年の総所得金額等から控除できます。

b)5年繰越：雑損控除を適用して控除しきれない損失額がある場合の繰越期間を通常の3年から5年に延長になります。

#### 災害減免法による減免措置

災害減免法による所得税の減免措置を平成22年分の所得税について適用することができます。

#### 事業用資産の損失

(事業所得者の有する事業用資産等につき、震災により生じた損失について)

- a) 前年適用：損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。この場合において、青色申告者の平成22年分の所得に純損失が生じた場合は、平成21年分の所得への繰り戻し還付を受けられることができます。
- b) 5年繰越：被災事業用資産の占める割合が事業用資産等の10%以上である場合、純損失の繰越期間を3年から5年に延長になります。

\* 雑損控除及び 事業用資産の損失の特例についての、繰越期間の延長は、阪神淡路大震災時に施行された震災特例法にはなかった措置です。

次に、震災関連寄附金をした場合の特例について取り上げます

## 2 震災関連寄附金控除の特例について

通常、個人が特定寄附金を支出した場合、総所得金額の40%を上限として、寄附金として支出した金額のうち一定の金額が所得金額より控除することができますが、この度の震災に関連した寄附金について、上限が総所得金額の80%相当額に引き上げられました。

この措置については、平成23年3月11日から平成25年12月31日までに支出された震災関連寄附金について適用されます。

### イ) 震災関連寄附金控除の概要

2千円を超える震災関連特定寄附金を支出した場合、2千円を超える部分について、その年の総所得金額から控除することができます。ただし、支出した金額がその年の総所得金額の80%を超える時、総所得金額80%相当額から2千円を控除した金額が寄附金控除額となります。

## 【寄附金控除の金額】

支出した震災関連寄附金

又は

2,000 円

寄附金控除の額

総所得金額の 80%相当額

### (用語の意義)

- ・ 総所得金額 その年の給与所得、事業所得（所得の種類は 10 種類）などを合計したものです。尚、所得金額とは収入金額ではなく、事業所得であれば収入から費用を引いたもの、給与所得であれば、給与支給額から給与所得控除額を引いたものになります。

## ロ) 対象となる震災関連寄附金

国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金

日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの

社会福祉法人中央共同募金会（赤い羽根募金）の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等

社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等

上記以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を経由する国等に対する寄附金」といいます。）

## ハ) 寄附金控除を受けるための手続き

- 1) 確定申告書に寄附金控除に関する事項（寄附先の所在地、名称及び金額）を記載します。
- 2) 義援金等を寄附したことが確認できる書類（国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付します。